

## 2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 令和6年度中における年齢が19歳以上の者で、受検資格区分(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類(A票、B票※、C票、D票)及び必要な証明書類等を提出してください。  
(申込みに必要な書類に不足があると受検できません)  
※B票は受検資格区分(ニ)、(ホ)の方のみ必要です。
- (3) 実務経験の内容及び年数、指導監督の実務経験、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。

受検資格区分(イ) 最終学歴卒業後の実務経験年数  
受検資格区分(ロ) 2級合格者の実務経験年数  
受検資格区分(ハ) 技能検定合格者の実務経験年数

- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、49ページおよび当センターホームページの「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。

### ご注意

- ・申込書類提出後の新・旧の受検資格区分の変更はできません。
- ・受検資格のない方および書類不備等で、第一次検定の受検資格のみ満たす場合は、「第一次検定のみ」に検定区分を変更します。(その場合、第一次検定を合格しても当年度の「第二次検定」は受検できません)  
なお、検定区分の変更については、事前に文書にて通知します。

区分	学歴と資格		管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分(イ)、(ロ)、(ハ)の受検者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による ・大学 ・専門学校の「高度専門士」*1		卒業後 3年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 4年6ヵ月以上 の実務経験年数	卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です (記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A票 ・21～24、29ページ参照  ② C票 ・31～32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照)  ③ D票 ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付 (17ページ参照)  ④ 住民票 ・17ページ参照
	学校教育法による ・短期大学 ・高等専門学校(5年制) ・専門学校の「専門士」*2		卒業後 5年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 7年6ヵ月以上 の実務経験年数		
	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程		卒業後 10年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 11年6ヵ月以上 の実務経験年数		
	その他(学歴を問わず)		15年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。			
(ロ)	2級管工事施工管理技術検定 第二次検定※合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後 5年以上の実務経験年数 (本年度該当者は平成30年度までの合格者) 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。		2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	
	2級管工事施工管理技術検定第二次検定※合格後、実務経験が5年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	卒業後 9年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。	卒業後 10年6ヵ月以上 の実務経験年数	2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	
		その他(学歴を問わず)	14年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。		2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	
(ハ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級の「配管」(建築配管作業とするものに限る)とするものに合格した者		10年以上の実務経験年数 この年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていること。ただし、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年12月25日厚生労働省令第180号)の施行の際、既に1級の「配管」を取得していた方は、実務経験の記載は不要です。(改正前の職業訓練法施行令(昭和48年政令第98号)による「空調調設備配管」若しくは「給排水衛生設備配管」又は「配管工」を含む)		1級技能検定に合格したことを証する書類(写)	

\*1、\*2 18ページ参照

受検資格区分(二) 専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者(25ページ参照)

受検資格区分(ホ) 指導監督的実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者(27ページ参照)

区分	学歴と資格		管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類			
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類		該当区分の受検者全員が必要な書類	
(二)	専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者	2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後3年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和2年度までの合格者)		2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	① <b>A票・B票(B-1)</b> ・21～26、29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31～32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(25ページ⑤参照) ⑤ 住民票 ・17ページ参照	
		2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格後、実務経験が3年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・短期大学 ・高等専門学校(5年制) ・専門学校の「専門士」	卒業後7年以上の実務経験年数	卒業後7年以上の実務経験年数			2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)
			学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程		卒業後8年6ヵ月以上の実務経験年数			卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は <b>原本のみ</b> ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です(記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です
		その他(学歴を問わず)	12年以上の実務経験年数		2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)			
その他	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	卒業後8年以上の実務経験年数	卒業後※9年6ヵ月以上の実務経験年数		卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は <b>原本のみ</b> ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です			
	その他(学歴を問わず)	13年以上の実務経験年数		—				
(ホ)	指導監督的実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者	2級管工事施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後3年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和2年度までの合格者) ※2級合格後、以下の両方を含む3年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数		2級管工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	① <b>A票・B票(B-2)</b> ・21～24、27～29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31～32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 住民票 ・17ページ参照	
		学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	指定学科を卒業後8年以上の実務経験年数 ※左記学校の指定学科を卒業後、以下の両方を含む8年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数		卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は <b>原本のみ</b> ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です			

※職業能力開発促進法による2級配管技能検定合格者、給水装置工事主任技術者に限ります(合格証書の写しが必要です)。2級配管技能検定給水装置工事主任技術者の資格を取得していない場合は11年以上の実務経験年数が必要です。

### 3. 実務経験について

#### (1) 実務経験とは

「実務経験」とは、管工事の実施にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には次の①～③をいいます。

- ① 受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ② 発注者側における現場監督技術者等（補助者としての経験も含む）としての経験
- ③ 設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）

また、それらに関して具体的な工事種別・工事内容・従事した立場等については10～11ページを参照してください。（実務経験の内容に不備があると当年度の第二次検定は受検できません）

#### (2) 実務経験の申請にあたって

- ① 実務経験は、受検資格（5～8ページ）の基本となる極めて重要な内容ですので、申込みにあたっては、実務経験に関する**A票**、**B票**、**C票**について、21～32ページをよく確認の上、作成してください。
- ② 申請書の記載内容は、提出後の訂正等はできませんので十分注意して記入してください。
- ③ 実務経験は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば構いません。
- ④ 勤務先が変わった場合は、行を変えて記入してください。書ききれない場合は20ページ注意事項④の要領で作成してください。
- ⑤ 工事種別は10ページの〔表Ⅰ〕から該当する主なものを選び記号を記入してください。
- ⑥ 工事内容は10ページの〔表Ⅰ〕から該当する主なものを選び番号を記入してください。
- ⑦ 従事した立場は、11ページの〔表Ⅱ〕から該当する主なものを選び記号を記入してください。
- ⑧ 実務経験証明書は、証明者による証明を必ずもらってから提出してください。
- ⑨ 12ページの（4）、（5）に該当する工事及び業務・作業等は実務経験になりません。

#### (3) 指導監督の実務経験の申請にあたって

- ① 実務経験年数には1年以上の指導監督の実務経験が含まれていることが必須です。
- ② 指導監督の実務経験を工事名ごとに抜き出し、指導監督の実務経験内容を作成してください。
- ③ 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。
- ④ 指導監督の実務経験は、受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等としての総合的に指導・監督した経験も含みます。
- ⑤ 工事種別は10ページの〔表Ⅰ〕から該当する主なものを選び記号を記入してください。
- ⑥ 工事内容は10ページの〔表Ⅰ〕から該当する主なものを選び番号を記入してください。
- ⑦ 地位・職名は、11ページの〔表Ⅱ〕から該当する主なものを選び記号を記入してください。
- ⑧ 12ページの（4）、（5）に該当する工事及び業務・作業等は指導監督の実務経験になりません。

[表Ⅰ] 管工事施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

工事種別	工事内容
A. 冷暖房設備工事	1. 冷温熱源機器据付工事 2. ダクト工事 3. 冷媒配管工事 4. 冷温水配管工事 5. 蒸気配管工事 6. 燃料配管工事 7. TES 機器据付工事 8. 冷暖房機器据付工事 9. 圧縮空気管設備工事 10. 熱供給設備配管工事 11. ボイラー据付工事 12. コージェネレーション設備工事
B. 冷凍冷蔵設備工事	1. 冷凍冷蔵機器据付及び冷媒配管工事 2. 冷却水配管工事 3. エアー配管工事 4. 自動計装工事
C. 空調設備工事	1. 冷温熱源機器据付工事 2. 空調和機器据付工事 3. ダクト工事 4. 冷温水配管工事 5. 自動計装工事 6. クリーンルーム設備工事
D. 換気設備工事	1. 送風機据付工事 2. ダクト工事 3. 排煙設備工事
E. 給排水・給湯設備工事	1. 給排水ポンプ据付工事 2. 給排水配管工事 3. 給湯器据付工事 4. 給湯配管工事 5. 専用水道工事 6. ゴルフ場散水配管工事 7. 散水消雪設備工事 8. プール施設配管工事 9. 噴水施設配管工事 10. ろ過器設備工事 11. 受水槽又は高置水槽据付工事 12. さく井工事
F. 厨房設備工事	1. 厨房機器据付及び配管工事
G. 衛生器具設備工事	1. 衛生器具取付工事
H. 浄化槽設備工事	1. 浄化槽設置工事 2. 農業集落排水設備工事 ※終末処理場等は除く
I. ガス管配管設備工事	1. 都市ガス配管工事 2. プロパンガス（LPG）配管工事 3. LNG 配管工事 4. 液化ガス供給配管工事 5. 医療ガス設備工事 ※公道下の本管工事を含む
J. 管内更生工事	1. 給水管ライニング更生工事 2. 排水管ライニング更生工事 ※公道下の上下水道の管内更生工事は除く
K. 消火設備工事	1. 屋内消火栓設備工事 2. 屋外消火栓設備工事 3. スプリンクラー設備工事 4. 不活性ガス消火設備工事 5. 泡消火設備工事
L. 上水道配管工事	1. 給水装置の分岐を有する配水小管工事 2. 本管からの引込工事（給水装置） ※公道下の本管工事は除く
M. 下水道配管工事	1. 施設の敷地内の配管工事 2. 本管から公設柵までの接続工事 ※公道下の本管工事は除く
上記に分類できない管工事	代表的な工事内容を実務経験証明書の『工事種別』欄と『工事内容』欄に具体的に記入してください。

[表Ⅱ] 管工事施工管理に関する実務経験として認められる従事した立場及び地位・職名

受検資格として認められる工事に携わったときの立場	
○施工管理 (請負者の立場での現場管理業務)	→ イ. 工事係                      ロ. 工事主任    ハ. 主任技術者 ニ. 現場代理人    ホ. 施工監督    ヘ. 施工管理係 ト. 配管工 (指導監督的実務経験の立場としては認められません)
○施工監督 (発注者の立場での工事監理業務)	→ チ. 発注者側監督員    リ. 監督員補助
○設計監理 (設計者の立場での工事監理業務) ※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。	→ ス. 工事監理者                      ル. 工事監理者補助

(4) 管工事施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

工事種類	工事内容
土木一式工事	管渠工事、暗渠工事、取水堰工事、用水路工事、灌漑工事、しゅんせつ工事、公道下の上水道配水管敷設工事、公道下の下水道本管路敷設工事 等
建築一式工事	型枠工事、鉄筋工事、内装仕上工事、建具取付工事、防水工事 等
機械器具設置工事	トンネルの給排気機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、揚排水機器設置工事、生産設備 (ライン含) 内の配管工事 等
水道施設工事	上水道の取水・浄水・配水等施設設置工事、下水処理場 (終末処理場) 内の処理設備設置工事、ポンプ場設置工事 等
電気工事	照明設備工事・引込線工事、送配電線工事、構内電気設備工事、変電設備工事、発電設備工事 等
電気通信工事	通信ケーブル工事、衛星通信設備工事、LAN設備工事、監視カメラ設備工事 等
その他	船舶の配管工事、航空機の配管工事、工場での配管プレハブ加工、気送管 (エアシューター) 設備工事 等

(5) 管工事施工管理に関する実務経験とは認められない業務・作業等

※管工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 調査 (点検含む)、設計 (積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、学校 (大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 入社後の研修期間 (工事現場の施工管理になりません)

※上記の業務以外でも、管工事施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、全て受検できません。